

教 育 厚 生 委 員 会 報 告

教育厚生委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第91条の規定により報告します。

第 102 号議案「平成 30 年度長崎市一般会計補正予算第 3 号」のうち、教育厚生委員会所管部分における審査の経過並びに結果については、教育費において、建設中の仁田佐古小学校、伊良林小学校及び外海中学校における普通教室等に新たに空調設備を整備するためなどの経費並びにその他の市立小・中学校に新たに空調設備を整備するための設計に伴う小学校整備事業費及び中学校整備事業費の増額補正が計上されました。

委員会では、冒頭理事者から、長崎市では、季節ごとの自然環境の中で、暑さや寒さを感じ、体内の環境を一定に保つ適応能力を高めることが必要であると考え、原則として冷暖房のない教育環境の中で学校生活を送らせることとしていた。そのような中、本年 4 月に学校環境衛生基準が改正され、教室内の温度の基準が 10℃以上 30℃以下から 17℃以上 28℃以下へ改正されたことを受け、7 月 9 日から 20 日にかけて、市立小中学校の全普通教室において、熱中症計で温度、熱中症指数を計測した。その結果、温度の上限である 28℃を超えた教室が、午後 2 時時点で小学校 98%、中学校では 99%であったことから、市立小中学校のエアコン設置については必要と判断し、設置場所については、児童生徒が主に学習できる普通教室並びに特別教室のうち理科室や音楽室などとし、2 年程度をめどに設置したいと考えている。また、空調設備の動力源として、電気方式またはガス方式のどちらを採用するかについては、教室数や利用時間を勘案するとともに、設置費用や燃料費などを比較検討し、それぞれの学校ごとに判断していくこと、また、現在建設中の新設の 3 校については、仁田佐古小学校についてはどちらの動力源にしても大きな差異がないことから当初、管理諸室等で予定していた電気方式で整備し、外海中学校については、空調設備の予定が 4 機であることから受

変電設備の増設が不要であるため電気方式で整備、また、伊良林小学校については給食室でガス利用しているため、大幅な割引があることからガス方式で整備する、と説明がされました。

委員会では、「今後、学校給食センターを設置する構想がある中で、空調設備の動力源について、給食室の有無を判断要素にすることの妥当性」についてただしました。

これについて理事者から、「学校の給食室のうち、ドライシステムを導入している給食室については、学校給食センターを設置した後も、当分の間は、そのまま運用を続けることとしていることから、今後学校の空調設備の動力源について検討する際には、ドライシステムを導入している給食室の有無や今後の給食室の利用計画等を勘案して判断していきたい」との答弁がされました。また、理事者に対し、小学校 60 校のうち先行して設置する 12 校の抽選方法についてただしました。

これについて理事者から、「公平性を期すために、市営住宅の入居者を決定する際などに利用している抽選器を用いて、中学校校長会の会長、副会長の立ち合いのもと行いたい」との答弁がありました。

なお、委員会では、「今回の抽選については、市民の注目度も高いことから、抽選後に疑義が生じないようにしてほしい」との要望がありました。

さらに、理事者に対し、全ての小中学校に空調設備を設置する中で、学校規模の適正化及び適正配置に伴う統廃合により不要となる空調設備のあり方についてただしました。これについて理事者から、「廃校後、不要となる空調設備については、統合先の学校への移設や既に設置している機器の更新時期を迎える学校への移設など、今回設置する空調設備が無駄とならないよう調整していきたい」と答弁がありました。

その他、小学校のエアコン設置について、中学校と同時期の平成 31 年 6 月までに間に合わせることができない理由、設置に当たっての国の財源措置の動向と予算確保の考え方、エアコンをリース方式で導入することについての検討状況、ガス方式及び電気方式のランニングコストの検証状況、エアコン設置後の運用基

準のあり方、現在建設中の小中学校における断熱工法等の導入状況についてなど、内容を検討しました。

以上、審査の結果、現在予定しているものよりも、1校でも多く平成31年6月までの工期の対象とするなど、できるだけ早期に全小中学校にエアコンを設置できるよう努力してほしいとの賛成意見が出され、異議なく原案を可決しました。

第77号議案	平成30年度長崎市一般会計補正予算（第2号）		原案可決
	第1条		
	第2項中		
	歳出	第2款 総務費	
		第1項中	
		第6目のうち所管部分	
		第3款 民生費	
		第10款 教育費	
	第2条	繰越明許費	
	第3条	債務負担行為の補正	
		第4款 衛生費	

第77号議案「平成30年度長崎市一般会計補正予算第2号」のうち、教育厚生委員会所管部分における審査の経過並びに結果については、まず、総務費において、三和地域センター敷地内の新保育所の基礎の建設に当たり発生した出水対策として、地下水位の低下を図るため、排水管を敷設するための庁舎等施設整備事業費が計上されました。

委員会では、地下部分に出水の原因とされる遮水層が形成された理由。保育所の基礎を建設する際に、地下部分に暗渠が埋設していることについての保育所建設地の借主である移譲先法人との協議状況。責任の所在が今後特定されるめど。出水対策に係る追加費用が今後発生する可能性の有無についてただすなど、内容を検討しました。

次に、民生費において、障害者の地域生活への移行促進に伴う共同生活援助事業所の創設に係る施設整備に対して助成するための障害者福祉施設整備事業費補助金が計上されました。

委員会では、国への今年度の補助の申請件数及び内示の状況。同補助金を活用した今後の施設整備の見通し。長崎市障害福祉計画に基づく施設整備の進捗状況

についてただすなど、内容を検討しました。

次に、教育費において、学校ごとに収納・管理を行っている学校給食費について、平成 31 年 4 月から公会計化し、一括して収納・管理するため、システム導入経費を増額するための学校給食費公会計準備費が計上されました。

委員会では、公会計条例の制定に向けた現在の進捗状況。公会計方式への移行後の給食費の未納者対策についてただすなど、内容を検討しました。

以上、審査の結果、三和地域センター敷地出水対策については、地下水を排水するための施工内容を当初の計画から変更したにもかかわらず、変更に対応した資料の作成及び説明がなされず、本委員会での指摘がなければ訂正をしない理事者の対応は議会軽視と言わざるを得ず、反省を求めるものである。今後、工事内容については正確に把握し、丁寧な説明に努め、二度とこのようなことが発生しないようにしてほしい。動物捕獲業務の民間委託に関連し、長崎市としても他都市と同様に殺処分数ゼロを目指してほしい。市立小中学校に設置されているブロック塀等のうち、建築基準法に不適合なものについては、速やかに補修を行ってほしい、教職員の働き方を改善するための統合型校務支援システムについては、導入を契機に教職員の長時間労働を少しでもなくすよう努めてほしい、学校給食費の公会計化については、事前の準備が不十分で、条例制定に係る議案の提案が予定よりも遅れていることに対して反省を促すとともに、導入に当たっては先進都市の事例等を参考にし、システムの設置については不具合が生じないように努め、必ず来年の 4 月から公会計方式に移行できるよう努力してほしい。学校給食費の公会計化にあわせ、納入通知書がコンビニでも対応できるようにしてほしい。今回の予算説明に当たっては、資料不足が多く見受けられ、追加資料が多かったことから、今後は最初から資料として提出してほしいとの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決するものと決定しました。

第 88 号 議 案	長崎市立中学校条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
------------	---------------------	---------

第 88 号議案「長崎市立中学校条例の一部を改正する条例」については、今回の改正は、生徒数が減少していること等を勘案し、式見中学校を小江原中学校に

統合するのに伴い、式見中学校を廃止しようとするものです。

委員会では、議案審査に先立ち、陳情第 11 号「長崎市立式見中学校の統合に反対する陳情について」及び 陳情第 13 号「式見中学校を小江原中学校へ統合することに関する陳情について」、それぞれ陳情人に対し参考人としての出席を要請し、種々議論を行いました。

その後の審査では、統廃合について地域と協議しているにもかかわらず、賛成と反対の陳情書や要望書がそれぞれ提出されるなど、地域の意見が分かれていることに対する市の見解。統合に反対する要望書が多数の署名とともに提出されたにもかかわらず、今回、条例改正の議案を提案したことに対する考え方。昨年度の式見小学校の卒業生全員が、式見中学校ではなく、ほかの中学校へ進学したことに対する市の見解。全戸訪問による意見聴取を行ったことに対する市の考え方。統廃合後の地域コミュニティを維持するために担当部局と連携して取り組む考え。施行時期を平成 32 年 4 月 1 日とすることに対する式見中学校の保護者の意向についてなど、内容を検討しました。

その結果、式見中学校が廃止となることで、今後の地域コミュニティの状況が危惧されるため認められないこと。統廃合の前提となる地域や保護者の総意が得られていないため統廃合については認められないことなどの反対意見が出されました。

一方、今後、統廃合を進めるに当たっては、地域活性化につなげるために、学校跡地の活用もあわせて地域に説明し、市としてしっかり地域コミュニティが維持できるよう取り組んでほしいとの要望を付した賛成意見が出されました。

その後、採決の結果、賛成多数で原案を可決するものと決定しました。

第 96 号 議 案	工事の請負契約の締結について (仁田佐古小学校建設主体工事 (2))	原 案 可 決
------------	---------------------------------------	---------

第 96 号議案「工事の請負契約の締結について」は、本件は、仁田佐古小学校建設主体工事 (2) の請負契約を締結しようとするものです。

委員会では、種々内容検討の結果、建設地は日本の近代の黎明期の遺産であり、本市にとって欠かせない要素となっており、また、小島養生所等の保存を求める

陳情が定例会ごとに提出されていることを考えても市民の関心が高く、当該地に体育館をつくる請負契約については認められないこと。仁田佐古小学校校地の決定のプロセスに大きな問題があるため認められないとする反対意見が出されました。

一方、地域の子どもたちは新しい校舎での学校生活を楽しみにしており、体育館に併設する展示室については、小島養生所の遺構等の価値をしっかりと検証できるように大学や関係者としてしっかり協議して、よりいいものをつくってほしいとの要望を付した賛成意見が出されました。

その後の採決の結果、賛成多数で原案を可決するものと決定しました。

請 願 第 4 号	国民健康保険税の引き下げを求める請願について	不 採 択
-----------	------------------------	-------

請願第4号「国民健康保険税の引き下げを求める請願について」は、委員会では、国保財政調整基金の今後の見通し。医療費負担の軽減のためのジェネリック医薬品の周知状況についてただすなど内容を検討しました。

その結果、過去に保険税を据え置いた結果、一般会計からの繰り入れを行った経過があること。また、県内市町の国民健康保険税の統一の見通しが立たない中、国への要望活動を既に行っていることや、基本的に国民健康保険税は加入者で負担していくべきであるとの反対意見が出されました。

一方、一部委員から、国民健康保険の加入者の所得に対する保険税の負担割合は重い状況となっており、一刻も早く改善してほしいという請願の趣旨は理解できるものであり、その立場で取り組みを強化してほしいとの賛成意見が出されました。

その後の採決の結果、賛成少数で本請願を不採択とすると決定しました。

請 願 第 5 号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める、2019年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願について	不 採 択
-----------	--	-------

請願第5号「義務教育費 国庫負担制度の堅持を求める、2019 年度政府予算

に係る意見書の提出を求める請願について」は、本請願の趣旨は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を提出してほしいというものです。

委員会では、平成 18 年度に 3 分の 1 に引き下げられた国庫負担率について、再度 2 分の 1 への拡充を求めるための国への要望活動の実施状況。義務教育費国庫負担制度の堅持を求める中で、現在の教職員定数の考え方についてたすなど内容を検討しました。

その結果、本請願の趣旨は一定理解できるものの、過去にも同趣旨の意見書を提出している経緯があり、また、既に義務教育費国庫負担制度は堅持されているため、今回意見書を提出するには及ばないとの反対意見が出されました。

一方、義務教育費国庫負担制度は、国における教育分野の最低保障として必要不可欠な制度であり、今年度から新学習指導要領の移行期間に入るなど、今後、教育においてはさまざまな問題が生じてくるため、義務教育費国庫負担制度の堅持は大事であるとの賛成意見が出されました。

その後の採決の結果、賛成少数で本請願を不採択とすると決定しました。

第 79 号 議 案	平成30年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原 案 可 決
第 81 号 議 案	平成30年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原 案 可 決
第 89 号 議 案	長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 90 号 議 案	長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 91 号 議 案	長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 92 号 議 案	長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	原 案 可 決

第93号議案	長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第104号議案	工事の請負契約の一部変更について (伊良林小学校改築主体工事(1))	原案可決

第79号議案「平成30年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」、
第81号議案「平成30年度 長崎市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」、
第89号議案「長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備 及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」、
第90号議案「長崎市養護老人ホームの設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、
第91号議案「長崎市特別養護老人ホームの設備 及び運営に関する基準を定める条例及び長崎市軽費老人ホームの設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、
第92号議案「長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備 及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例」、
第93号議案「長崎市介護医療院の人員、施設 及び設備 並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、及び第104号議案「工事の請負契約の一部変更について」については、種々内容検討の結果、いずれも異議なく原案を可決するものと決定しました。